

特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（特定費目の外貨建費目のみ）

第1条 特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条の規定にかかわらず、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目（外貨建費目）に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が、特定費目（外貨建費目）金額の合計額に達しない場合は実績額をもって、これに等しい場合は当該特定費目の合計額をもって、代金として確定し、これを超える場合は超える部分の実績額（以下「為替差損」という。）について、別に定める特約条項における代金の確定時まで、為替差損を乙の負担としないことを基本として甲・乙協議し、原則として契約金額の範囲内において措置するものとする。

第2条 前条の規定による代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

第3条 第1条の場合において、実績額の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額に契約金額を変更する措置をとるものとし、これに等しい場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとし、これを超える場合は第1条の協議の結果を待って所要の措置をとるものとする。

第4条 乙は、代金の確定年度の前年度から要確定費目金額表に掲げる当該費目の実績額を書面により、甲に報告するものとする。